
日常の環境衛生（日常点検）

（毎授業日に行う）

〔水泳プールの管理〕

- (1) プール水は、衛生的であり、かつ、水中に危険物や異常なものがなく安全であること。
 - ア 遊離残留塩素は、プール水使用前及び使用中1時間に1回測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/l以上保持されていること。また、1.0mg/l以下が望ましい。
 - イ 透明度に常に留意し、プール水は水中で3 m離れた位置からプール壁面が明確に見える程度に保たれていること。
 - ウ 水素イオン濃度は、プール使用前1回測定し、水素イオン濃度が基準値程度に保たれていることを確認すること。
- (2) 入泳前には、必ず排水口及び循環水の取り入れ口の堅固な格子鉄蓋や金網が正常な位置にネジ・ボルト等で固定（蓋の重量のみによる固定は不可）されている等、安全であることを確認すること。また、柵の状態についても確認すること。
- (3) プールの付属施設・設備（足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼・洗面及びうがい等の施設・設備及び専用便所）、浄化設備及び消毒設備等は、清潔に保たれており、破損や故障がなく適切に使用されていること。
- (4) 水泳する児童生徒等の健康観察を行うとともに、水泳プールに入る前に、足を洗い、シャワー等によって十分に身体を洗浄した後、入場させること。

なお、腰洗い槽を使用する場合は、高濃度の塩素に対し過敏症等の傾向がある児童生徒等に対しては、使用させず、シャワー等による洗浄で代替させること。
- (5) 入泳人数、水温、気温、遊離残留塩素、透明度及び水素イオン濃度を測定し、その結果を記録すること。排水口及び循環水の取り入れ口の安全確認の結果を記録すること。消毒剤の使用方法等を記録すること。